シャッター製造販売業者の価格カルテル・受注調整事件

【文 献 種 別】 判決/東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和5年4月7日

【事件番号】 令和2年(行ケ)第10号、令和2年(行ケ)第11号、令和2年(行ケ)第12号

【事 件 名】 東洋シヤッター (株) ほか3名による審決取消請求事件

【裁 判 結 果】 棄却(全社上告・上告受理申立て)

【参照法令】 独占禁止法3条後段・7条の2(令和元年法律第45号による改正前)

【掲 載 誌】 金判 1682 号 2 頁、公正取引委員会審決等データベースシステム

◆ LEX/DB 文献番号 25595637

同志社大学特別客員教授 笠原 宏

事実の概要

1 経過

原告 BS (三和シャッター (株))、C (文化シャッター (株)) 及びD (東洋シャッター (株)) は、シャッター事業を営む事業者である。原告 BH (三和ホールディングス (株)) は、平成 19年 10月 1日、吸収分割によって BS にシャッター事業を承継させて持株会社となった。以下、BS と BH を「Bら」といい、Bらを 1 社として、C 及びDと併せて「3社」ということがある。以下の違反行為当時における 3 社のシェアは約 93%であった。

シャッターについては発注者から強力な値引き 要求があった中、原材料である鋼材の価格は、平成19年10月頃から上昇し、さらに、平成20年2月下旬には、同年4月以降大幅に値上げすることが発表され、3社の採算悪化が予測された。

C及びDの役員として、それぞれの営業活動を統括していた C_1 及び D_1 、また、BHの役員として、傘下事業会社である BSの経営管理・価格政策に係る業務も行っていた B_1 は、平成 19 年 10 月の会食時等に、ゼネコンによる極端な値引き要求への対応や赤字受注回避の必要について話し合ったほか、 C_1 の提案により、ゼネコン向けシャッターの受注価格低落防止に向けた話合いのため、3 社の南関東地区の営業責任者による会合を開催するなどしていた。同会合の一部には、3 社の競争者である訴外Aの担当者も参加していた。

本件判決に係る違反行為は、全国における特定シャッター(軽量シャッター、重量シャッター及びグリルシャッター)の販売価格を、平成20年4月

1日見積分から約10%を目途に引き上げる「全国合意」と、遅くとも平成19年5月16日以降行っていた、近畿地区において、建設業者が発注する建築物等の工作物に取り付けるシャッター類について、受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は当該物件の発注者たる建設業者に対して営業活動を自粛する等により、受注予定者が提示した見積価格で受注できるように協力する等の「近畿合意」からなる。

全国合意が行われた会合(「本件会合」)は、平成 20 年 3 月 5 日、東京都内の飲食店で、 B_1 、 C_1 及び D_1 が参加して行われた。本件会合では、出席者のいずれかから、鋼材価格の上昇に対応するにはシャッター等の販売価格も引き上げなければならない旨の発言があり、 B_1 は、「10%くらいは欲しいですよね。」などと発言し、 C_1 及び D_1 も、これに反対することなく「そうですよね。」などと発言した。その上で、 C_1 及び D_1 は、販売先に提示する積算価格の引上げにより販売価格を引き上げる旨、 C_1 及び B_1 は、販売価格の引上げに当たり新聞発表をする旨発言した。

3社は、それぞれ、本件会合前から、シャッターの販売価格の引上げを検討していたところ、その値上げ幅は、概ね、10%を相当程度下回っていたが、本件会合後の社内指示等においては、販売価格を10%引き上げる旨が示された。また、BH及びCは、3月後半、各種シャッターについて、平成20年4月1日受注分から値上げする旨の新聞発表を行った。

3 社は、本社において決定・指示された上記値 上げ方針に従って、各支店、営業所において、販 売価格引上げに向けた営業活動を行った。この結果、各社のシャッター販売価格は、前年同期から上昇した。

公正取引委員会は、全国合意及び近畿合意について、それぞれ、排除措置命令及び課徴金納付命令(「全国排除措置命令」、「全国課徴金納付命令」、「近畿排除措置命令」及び「近畿課徴金納付命令」)を行った。3社の審判請求を受け、公正取引員会は、令和2年8月31日付けで、近畿合意に係る課徴金納付命令の一部を取り消し、その余の請求を棄却する審判審決(「本件審決」)を行ったところ、3社は、近畿合意に係る排除措置命令以外についての審決の取消を求めて提訴した。

裁判所は、本件判決により、請求を棄却した。 なお、3社は、本件判決に対し、上告及び上告受 理の申立てを行っている。

判決の要旨

原告らは、本件審決に対して、多岐にわたる主 張を行い、判決はそのいずれも斥けた。以下では、 全国排除措置命令における、共同性、一定の取引 分野の画定と、全国・近畿課徴金納付命令におけ る課徴金の算定期間の始期の部分を取り上げる。

1 共同性 (「共同して……相互に」要件該当性) について

判決は、多摩談合(新井組)事件最高裁判決等により、標記要件は、「本来……各事業者が自由に決めるべき価格、品質、その他各般の事業活動に係る条件に関して、事業者らの間で一定の競争回避的な事業活動をすることを互いに認識し認容して歩調を合わせる意思の連絡を形成すること……が必要であり、かつ、それで足り」、「事業者相互間で拘束し合うことを明示して合意することまでは必要なく、黙示的なもので足り、抽象的、包括的なものでもよく、実効性を担保する制裁等の定めがないものでも足りる」とした。

判決は、本件会合におけるシャッターの販売価格引上げの話合いは「情報交換」であったとした上で、東芝ケミカル事件高裁判決等により、「特定の事業者が、[1]他の事業者との間で対価引上げ行為に関する情報交換をして、[2]同一又はこれに準ずる行動に出たような場合には、[3]その行動が他の事業者の行動と無関係に、取引市

場における対価の競争に耐え得るとの独自の判断によって行われたことを示す特段の事情が認められない限り、これらの事業者の間に、協調的行動をとることを期待し合う関係があり、意思の連絡があるものと推認される」との間接事実による認定方法を採用した。さらに、間接事実による認定方法は、東芝ケミカル判決によるものに限られず、事案に応じて、例えば、「事前の対価引上げ行為に関する情報交換の立証が弱い場合であっても、他の重要な間接事実の存在によって、不当な取引制限の成立が認められる場合も十分考えられる」など、様々な間接事実を検討して、その成否を判断する必要があるとした。

判決は、以上の考え方に基づき、本件審決に おける、「[1] 3社間で、シャッター等の販売価 格について10%を目途として引上げる等の対価 の引上げ行為に関する情報交換が行われ、[2] 3 社は、それぞれ本社において平成20年4月1日 以降の特定シャッターの販売価格の引上げ目標 を10%と定め、販売価格の引上げに向けた営業 活動をするという同一の行動をとったものと認め られるところ、本件会合以前は、3社とも、引上 げ幅についての検討内容が異なっていたにもかか わらず、本件会合の後、本件会合で情報交換がさ れた内容と同じ『10%』を目標としていたこと は、不自然な一致というべきであり、〔3〕3社に ついて、このような値上げに向けた行動が本件会 合で情報交換がされた他の2社の行動とは無関 係に、取引市場における対価の競争に耐え得ると の独自の判断によって行われたことを示す特段の 事情も認められないから、3社の間には、相互に 特定シャッターの販売価格について、現行価格 より10%を目途として引き上げることを予測し、 これと歩調をそろえる意思があるものと推認され る。」との認定を是認した。

判決は、全国合意の推認の根拠として、本件会合前の3名の言動から、本件会合前に、シャッターの販売価格を引き上げる旨の共通認識や信頼関係が形成されていたこと、本件会合で、競争者間で本来確知し得ないはずの営業上の秘密に係る情報が交換されたこと、3社が、本件会合前には10%の販売価格引上げ目標を設定していなかったにもかかわらず、本件会合後、順次、本件会合でのB₁の発言に沿った内容の値上げ目標を定めて、各支店等を含む社内に指示したことを補足的

に摘示した。

2 一定の取引分野

判決は、旭鉱末事件東京高裁判決に基づき、一定の取引分野は、「事業者間の競争回避的な『特定の行為によって競争の実質的制限がもたらされる範囲をいうものであり、その成立する範囲は、具体的な行為や取引の対象・地域・態様等に応じて相対的に決定されるべきものである』」として、全国合意の内容から、特定シャッターを構成する各種シャッターの取引全体を対象とし、全国の特定シャッターの取引分野と認定した。

BS 及び C は、特定シャッターに含まれる各種シャッターの間には需要者からみた代替性がないから、これらを別個の取引分野と画定すべきであったと主張したが、判決は、「不当な取引制限の要件としての『一定の取引分野』は、競争回避的な特定の行為に関して、競争の実質的制限がもたらされるか否かを検討する範囲としての市場であり、個別事案との関係で相対的に画定されるが、需要者からみた商品役務の代替性を、包括的に画定するか、細分化して画定するかについても、不当な取引制限の成否の観点、あるいは排除措置命令又は課徴金納付命令(課徴金減免申請を含む。)等の手続に与える影響の観点を踏まえ、相対的に判断すれば足りる」として、主張を斥けた。

3 課徴金算定期間の始期

(1) 全国合意について

BS は、全国合意は、「平成20年4月1日見積分から」価格を引き上げる旨の合意であるから、同日より前に見積価格を提出したものには違反行為の拘束が及んでおらず、課徴金算定の基礎から除外すべきと主張した。

これに対し、判決は、3社は、「『当該商品』である特定シャッターについて特段の限定を付さずに値上げの話合いをし、価格引上げ行動に出たから、全国合意の対象商品の範ちゅうに属する商品は、特定シャッター全般であり、『平成20年4月1日見積分から』とあるのは、3社共同での需要者向け販売価格の値上げ行動という取引制限行為の対象を限定する趣旨ではなく、その行動の始期を定める趣旨に過ぎ」ず、「商品の特性や取引の属性などに応じて値上げの対象商品自体を限定したものではな」く、「同年4月1日より前に見

積価格を提示した特定シャッターについては、当該商品該当性を否定する特段の事情はなく、同年4月1日以降の引渡しに係る特定シャッターの売上げであれば、全国課徴金納付命令の課徴金の計算の基礎となる」と判示し、BSの主張を斥けた。

(2) 近畿合意について

審決は、3 社間で最初に受注予定者の決定が行われた平成19年5月16日以降、受注予定者以外は営業活動を自粛する協力が行われたとして、同日を実行期間の始期とした。これに対し、BHは、「違反行為に基づいてその実行としての事業活動が開始されたというためには、……違反行為の内容を実施に移す何らかの外部的な事業活動が行われることが必要である」として、近畿合意に基づく受注予定者の決定を前提として、BHが顧客に対して最初に見積りを提示した日である同年6月14日を始期とすべき旨主張した。

判決は、不当な取引制限による実行期間の始期である「当該行為の実行としての事業活動を行った日」(改正前独禁法7条の2第1項)とは、違反行為によって具体的な競争制限効果が発生するに至った日、具体的には、その日以降の取引に違反行為の拘束力が及んでいると評価できる事業活動が行われた日とすべきであるとし、近畿合意にあっては、「受注予定者以外の事業者の事業者の事業活動は、受注予定者に協力してゼネコンに対する営業活動を自粛するという不作為を本質とし、ゼネコンから見積依頼等がある場合には受注予定者が受注できるよう協力することであるから、何らかの外部的な事業活動としての徴表が必須であると解することはできない」として、審決の認定を認め、BHの主張を斥けた。

判例の解説

一 「共同して……相互に」について

1 本件会合は、情報交換にとどまるのか

審決・判決ともに、本件会合は情報交換であって、事後の行動の一致と両者の因果関係(情報交換と無関係に、各社が独立に価格決定を行ったことを示す特段の事情の不存在)によって、意思の連絡の存在を間接的に認定するアプローチを採った。確かに、本件会合では、「10%値上げしましょう」等の明示的発言は認定されていない。他方で、販売価格を10%引き上げる意向について異論がな

かった点で、会合に参加し、後日値上げを行った3社中2社が、会合の場では最後まで値上げの実施に難色を示し続けたモディファイヤー事件(平成12年値上げ合意)などとは様相が異なる。そして、値上げについての3名の発言後、積算価格引上げによる値上げ実施を行う旨や新聞発表を行うことなど、実施方法についても話し合われた。

本件は、このような会合での話合いの内容から 意思の連絡の成立を認定し得る事案であったので はないか。判決が、意思の連絡の成否に係る認定 方法が、東芝ケミカル事件判決で示された認定方 法に限られるものではなく、「事前の対価引上げ 行為に関する情報交換の立証が弱い場合であって も、他の重要な間接事実の存在によって、不当な 取引制限の成立が認められる場合も充分考えられ る」と説示したことは、一般論として、もっとも なことと考えるが、本件では、この考え方によら なくとも、意思の連絡の成立は、優に認定できた ものと考える¹⁾。

二 一定の取引分野

原告は、特定シャッターを構成する各種シャッターの間には需要者からみた代替性がないとして、商品範囲を特定シャッター全体と画定した審決の違法を主張したが、判決は、これを斥けた。妥当な判断であると考える。各種シャッターごとに商品範囲を画定する必要があり得るのは、一部のシャッターについて合意の対象に含まれない競合品があったり、合意に参加しない競争者があることで、合意参加者が市場における各般の条件をある程度自由に左右することができる状態の発生の有無について、他の商品と独立した判断を要する場合に限られる。

三 課徴金算定期間の始期

全国合意に係る課徴金算定期間の始期については、判決は、合意事項中、「平成20年4月1日見積分から」の部分は、合意の対象を限定するものではなく、値上げ行動の始期を定めるものでしかない旨認定して、価格カルテルにおいて、合意に基づく値上げ予定日を始期とする現在の取扱いに沿った判断を端的に示した。

近畿合意については、受注予定者決定事案の多くでは、違反行為である基本合意に基づいて最初 に入札した日が実行期間の始期とされることが多 いとされる²⁾ 中で、本件では、入札日ではなく、受注予定者決定日と、更に遡った日が認定されている点に特徴がある。これは、受注予定者決定事案の多くを占める公共入札談合の場合、通常は、受注予定者決定の実施行為としては、決定に従った入札行動しかないのに対し、民需の場合には、発注者への営業活動や発注者からの引合いへの対応が、受注者と取引条件が発注者との間で最終的に決まるまでの間継続するという取引実態の違いを踏まえたものであり、妥当と考える。

なお、実行としての事業活動の捉え方について、 価格カルテル事案と受注予定者決定事案との間の 整合については、議論の余地があると思われる が³⁾、本稿では割愛する。

結語

本件では、不当な取引制限の成否及び課徴金の 算定に係る論点について、多岐にわたる主張がな され、判決は、原告の主張を斥けたが、その理由 について、先例となる判決の説示の意義を、さら に詳細・丁寧に説示しており、実務上・学修上参 考になる。意思の連絡の成立に係る本件への当て はめについては疑問があるものの、当該要件の解 釈論に係る説示についても、同様に参考になる。

●——第

- 1)参照文献①も、明示の合意として認定する余地を指摘する。
- 管久修一編著『独占禁止法〔第4版〕』(商事法務、 2020年)227頁ほか多数。
- 3) 両者の扱いの違いについて違和感を述べるものとして、 白石忠志『独占禁止法〔第4版〕』(有斐閣、2023年) 301頁。

●---参照文献

本判決について

- ① 田平恵「東洋シヤッター (株) ほか3名による審決取消 請求事件(東京高判令和5年4月7日公取委データベー ス登載) NBL1258号(2024年)82頁以下
- ② 洪淳康「東洋シャッター(株)ほか3名による審決取消請求事件判決(シャッターの製造、施工及び販売業者による受注調整並びに価格協定事件) ――東京高裁判決令和5年4月7日、令和2年(行ケ)第10号」公取876号(2023年)58頁以下
- ③ 村上亮「独禁法事例速報 抽象的な情報交換からの『意思の連絡』の推認――シャッター事件」ジュリ 1588 号 (2023 年) 6 頁以下